

労働者派遣法改正に伴う労働者派遣事業関係業務取扱要領の主な改正点

改正箇所		改正内容	改正の概要
第4（一般労働者派遣事業の許可等）	1の（5） の二	p. 57～ 許可の欠格事由	改正法により、許可の欠格事由が追加されたため、該当部分を改正。
	2	p. 116～ 関係派遣先に対する労働者派遣の制限等	改正法により追加された、関係派遣先に対する労働者派遣の制限・関係派遣先派遣割合報告書の提出に関する内容を追加。
第6（事業報告等）	4	p. 119～ 事業所ごとの情報提供	改正法により追加された、マージン率等の情報提供に関する内容を追加。
	2の（1） のイの（ハ）	p. 128～ 労働者派遣契約の内容	改正法により、紹介予定派遣に関する事項など労働者派遣契約に定めるべき内容が一部明確化されたため、該当部分を改正。
第7（労働者派遣契約）	2の（4）	p. 141～ 海外派遣の場合の労働者派遣契約	改正省令により、海外派遣の場合に労働者派遣契約に定めなければならない事項として、離職した労働者についての労働者派遣の役務の受入れに禁止に関する通知が追加されたため、該当部分を改正。
	6の（1）	p. 147～ 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	改正法により、労働者派遣契約の中途解除に当たり、派遣先は、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならないとされたため、その旨を追記。
	2	p. 151～ 有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置	改正法により追加された、有期雇用派遣労働者の無期雇用化への転換措置に関する内容を追記。
第8（派遣元事業主の講ずべき措置）	3	p. 153～ 均衡を考慮した待遇の確保のための措置	改正法により追加された、均衡待遇の確保に関する内容を追記。
	6	p. 158～ 待遇に関する事項等の説明	改正法により追加された、待遇に関する事項等の説明に関する内容を追記。
	9の（3）	p. 163～ 就業条件等の明示	上記「労働者派遣契約の内容」と同様。

	10	p. 170～	労働者派遣に関する料金の額の明示	改正法により追加された、労働者派遣に関する料金の額の明示に関する内容を追記。
	11	p. 171～	派遣先への通知	改正法により、派遣元から派遣先への通知事項が追加されたため、該当部分を改正。
	14	p. 177～	日雇労働者についての労働者派遣の禁止	改正法により追加された、日雇労働者についての労働者派遣の禁止に関する内容を追記。
	15	p. 179～	離職した労働者についての労働者派遣の禁止	改正法により追加された、離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する内容を追記。
	16の(3)	p. 180～	派遣元責任者の選任	許可の欠格事由の追加に伴い、派遣元責任者となる者の要件を改正。
	24	p. 193～	日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	日雇指針の改正に伴う改正。
第9(派遣先の講ずべき措置)	3	p. 203～	適正な派遣就業の確保	改正法により、上記「均衡待遇の確保」が適切に講じられるよう、派遣先に対する努力義務が課せられたため、該当部分を改正。
	4の(3)	p. 209～	令第5条の業務	改正政令により、改正前の労働者派遣法施行令第4条の条・号に変更があったため、該当部分を整備。
	5の(2)のイ	p. 235～	派遣受入期間の制限のない業務に係る労働契約の申込み義務	改正法により、派遣受入期間の制限のない業務についての労働契約の申込み義務の対象から、期間を定めずに雇用する労働者が除かれたため、該当部分を改正。
	7	p. 238～	離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止	改正法により追加された、離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止に関する内容を追記。
	17	p. 253～	日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	日雇指針の改正に伴う改正。

第13（違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表）	2の（2）・（3）	p. 307～	許可の取消し・事業廃止命令	改正法による許可の欠格事由の追加等により、許可の取消事由・事業廃止命令の対象となる事由も追加されたため、該当部分を改正。
	3の（2）	p. 311～	労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する勧告・公表	改正法により、離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止に違反した者についても勧告・公表の対象とされたため、該当部分を改正。
	5	p. 315～	関係派遣先への派遣割合制限違反等に関する指示	改正法により追加された、関係派遣先への派遣割合制限違反等に関する指示に関する内容を追記。
第15（様式集）	—	p. 326～	—	各種様式を改正するとともに、各種様式の掲載場所を見直し。

※1 「改正法」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）をいう。

※2 「改正政令」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第211号）をいう。

※3 「改正省令」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成24年厚生労働省令第114号）をいう。